

1 感染症発生動向調査の概略

(1) 感染症発生動向調査とは

感染症発生動向調査とは、感染症の発生及びまん延の防止を目的として、感染症に関する情報を収集・分析し、公表する事業である。「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）第12条～第16条に基づいて行われている。

情報の集約と還元は、国立感染症研究所、全国の地方感染症情報センター、地方衛生研究所、保健所等を情報ネットワークで接続した感染症サーベイランスシステムを介して行っている（令和2年5月29日より、新型コロナウイルス感染症の発生動向調査には、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システム（HER-SYS）が用いられた）。

(2) 感染症発生動向調査体制の整備

感染症法の前身となる伝染病予防法は明治30年(1897年)に制定された。以来、100年以上が経過し、医学・医療の進歩、衛生状況の改善、国際交流の活発化など、感染症を取り巻く変化により伝染病予防法は現状にそぐわないものとなっていた。

こうした変化に対応するため、従来の「伝染病予防法」「性病予防法」「エイズ予防法」の3つを統合し、新たに感染症法が制定され、平成11年(1999年)4月1日から施行された。

感染症法の大きな特徴のひとつとして、感染症発生動向調査を法的に位置づけたことが挙げられる。医師等の届け出に基づき、感染症の発生状況及び動向を把握し、原因を調査し、それらの情報を公開することが規定されている。

感染症法施行以前にも感染症発生動向調査は行われていたが、法的根拠に基づくものではなかった。感染症法に基づく新たな感染症発生動向調査事業は、これまでの体制を強化し、情報を全国規模で迅速に収集、分析、公表していくコンピュータ・オンラインシステムを構築するとともに、積極的疫学調査の実施により、有効かつ的確な感染症対策の確立に資することを目的としている。

(3) 感染症発生動向調査に関する感染症法の抜粋（第三章「感染症に関する情報の収集及び公表」第12～第16条）

① 全数把握対象感染症の届出(第12条)

感染症発生動向調査の対象は、一類～五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症となっている。そのうち、全数報告となるものは一類～四類感染症のすべて、五類感染症の一部、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症である。全数把握対象疾患の患者を診断した医師はこれを知事（保健所を設置する市にあっては、その長。以下同じ。）に届け出なければならない。

② 動物由来感染症の届出(第13条)

全数把握対象の動物由来感染症の動物を診断した獣医師は直ちにこれを知事に届け出なければならない。ただし、当該動物が実験のために当該感染症に感染させられている場合は、この限りでない。

③ 定点把握対象感染症の届出(第14条)

定点把握対象感染症は五類感染症の一部である。知事の定めた指定医療機関(定点)において、定点把握対象感染症の患者を診断した医師はこれを知事に届け出なければならない。

④ 積極的疫学調査(第15条)

知事は、感染症の発生を予防するため、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために必要があると認めるとき、当該職員に必要な調査をさせることができる。

⑤ 情報の公表(第16条)

知事は、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに当該感染症の予防及び治療に必要な情報を積極的に公表しなければならない。

(4) 感染症法および感染症法に基づく届出基準の改正等

① 平成 15 年(2003 年)における改正点

海外における SARS(重症急性呼吸器症候群)の発生等を踏まえ、感染症へのより迅速かつ適切な対応や、動物由来感染症への対応の充実・強化が図られた。

② 平成 18 年(2006 年)における改正点

病原体等の管理体制の確立、感染症の分類の見直し、感染症法及び予防接種法に必要な規定を整備した上での結核予防法を廃止・統合、人権を尊重するという基本理念に基づく各種手続の見直し等が行われた。

③ 平成 20 年(2008 年)における改正点

鳥インフルエンザ(H5N1)が二類感染症に位置づけられた。また、新型インフルエンザ等感染症が感染症類型に位置づけられた。

④ 平成 25 年(2013 年)における改正点

本法の改正はない。施行規則の改正は次のとおり。

- ・ 四類感染症に重症熱性血小板減少症候群(SFTS)を追加した。
- ・ 五類感染症(全数報告)に侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症を追加すると共に、五類感染症(全数報告)の髄膜炎菌性髄膜炎を侵襲性髄膜炎菌感染症に変更した。
- ・ 指定感染症に鳥インフルエンザ(H7N9)を追加した。
- ・ 五類感染症(定点把握)に感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る。)を追加した。

⑤ 平成 26 年(2014 年)における改正点

法令等の改正により報告対象疾患の追加や基準の変更があった。

- ・ 指定感染症に中東呼吸器症候群(MERS)が追加された。
- ・ 五類感染症(全数報告)にカルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症および播種性クリプトコックス症、水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る。)、薬剤耐性アシネトバクター感染症を追加した。
- ・ 獣医師等の届出の対象から、実験のために届出の対象である感染症に感染させられている場合を除くこととなった。

⑥平成 27 年(2015 年)における改正点

- ・ 中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ(H7N9)が二類感染症に追加された。
- ・ 五類感染症の後天性免疫不全症候群、侵襲性髄膜炎菌感染症、麻しんの届出基準及び様式が変更となった。
- ・ 三種病原体等として管理規制(所持の届出等)が行われる結核菌の範囲が限定された。
- ・ 保健所による結核患者に対する直接服薬確認指導について、医療機関等と連携して実施するための規定が整備された。

⑦平成 28 年(2016 年)における改正点

- ・ ジカウイルス感染症が四類感染症に追加された。
- ・ インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)の指定届出機関制度が創設された。
- ・ 検査施設は、検査標準作業書、検査の信頼性確保試験標準作業書等を作成し、これに基づき検査を実施することが定められた。
- ・ 一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の患者等からの検体の採取等の制度が創設された。

⑧平成 30 年(2018 年)における改正点

- ・ 五類感染症の風しんの届出基準及び届出様式が変更となった。
- ・ 百日咳が五類感染症(全数報告)に追加された。
- ・ 急性弛緩性麻痺が五類感染症(全数報告)に追加された。

⑨令和元年(2019 年)における改正点

- ・ 疑似症の定義及び指定届出機関の指定の基準が変更となった。

⑩令和 2 年(2020 年)における改正点

- ・ 検疫法第2条に規定する感染症等について届出様式に「渡航期間」が追加された。
- ・ 新型コロナウイルス感染症が指定感染症として定められた。
- ・ 流行性角結膜炎の届出基準の項目に「アデノウイルス抗原の検出」が追加された
- ・ 新型コロナウイルス感染症の届出基準及び届出様式が適宜改正された。

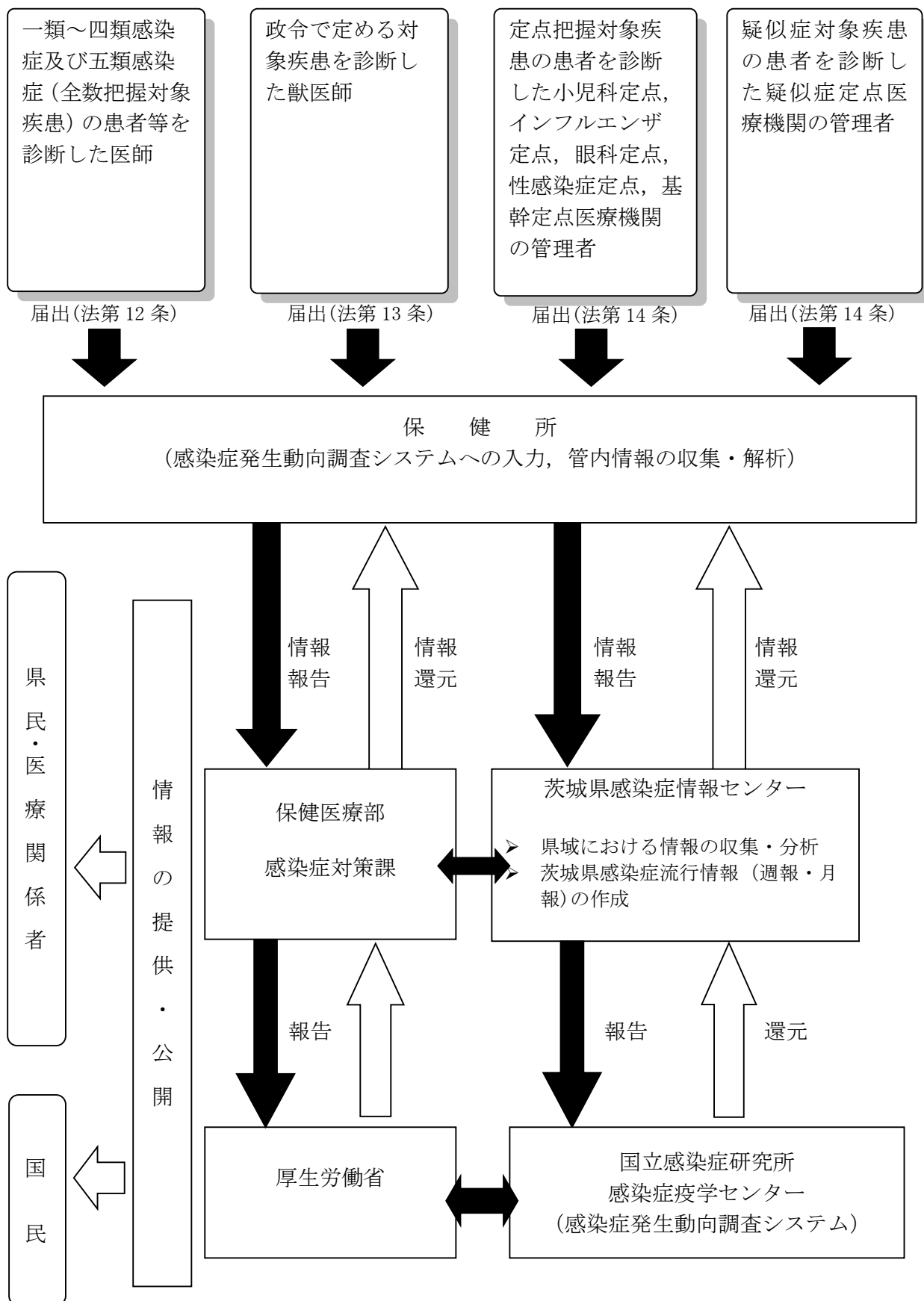
⑪令和3年(2021年)における改正点

- ・ 新型コロナウイルス感染症の届出基準及び届出様式が適宜改正された。
- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の公布および施行により新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症に位置づけられた。
- ・ マラリア、アメーバ赤痢、百日咳について新たな病原体の検出方法が薬事承認されたこと等に鑑み届出基準の項目が追加された。
- ・ 急性弛緩性麻痺(AFP)の原因病原体検索のための検体について、届出基準及び届出様式に項目が追加された。

⑫令和4年(2022年)における改正点

- ・ 新型コロナウイルス感染症の唾液検体を用いた抗原定性検査が薬事承認されたことに伴い、発生届の「診断方法 抗原定性検査による病原体の抗原の検出」欄の検体に唾液が追記された。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の発生届について職業、住所、症状、診断方法、初診年月日等の項目が削除される、性別欄の選択肢にその他を追記する、届出時点の重症度欄の選択肢に無症状を追記した等の所要の改正が行われた。
- ・ サル痘の届出基準について、「臨床的特徴」に性的接触による感染および症状、「検査方法」の検査材料に水疱内容物、直腸ぬぐい液等の追記と発生届の改正が行われた。

2 感染症発生動向調査の流れ（2022年時点）



※令和2年5月29日より、新型コロナウイルス感染症の発生動向調査には、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システム（HER-SYS）が用いられた。患者等を診断した医師は、システムへ入力することで法第12条に基づく届出を行うことが可能であり、入力された情報は保健所、保健医療部感染症対策課、茨城県感染症情報センターおよび厚生労働省で共有された。

3 感染症法における感染症の一覧 (2022年時点)

令和3年12月31日現在

感染症 類型	疾 病 名	届 出 の 要 否			届 出 方 法		経 緯
		患者	疑似症	無症状病原体 保有者	定点種別	時期	
1	エボラ出血熱	○	○	○	(全数)	直ちに	
1	クリミア・コンゴ出血熱	○	○	○	(全数)	直ちに	
1	痘そう	○	○	○	(全数)	直ちに	H15.11.5 追加
1	南米出血熱	○	○	○	(全数)	直ちに	H19.4.1 追加
1	ペスト	○	○	○	(全数)	直ちに	
1	マールブルグ病	○	○	○	(全数)	直ちに	
1	ラッサ熱	○	○	○	(全数)	直ちに	
2	急性灰白髄炎	○	×	○	(全数)	直ちに	
2	結核	○	○	○	(全数)	直ちに	H19.4.1 追加
2	ジフテリア	○	×	○	(全数)	直ちに	
2	重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)	○	○	○	(全数)	直ちに	H15.7.14 指定感染症に追加 H15.11.5 指定感染症から一類に変更 H19.4.1 一類から二類に変更 H27.1.21 疾病名一部変更
2	中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)	○	○	○	(全数)	直ちに	H26.7.26 指定感染症に追加 H27.1.21 指定感染症から二類に変更
2	鳥インフルエンザ(H5N1)	○	○	○	(全数)	直ちに	H18.6.12 指定感染症に追加 H20.5.12 指定感染症から二類に変更 インフルエンザ(H5N1)から変更
2	鳥インフルエンザ(H7N9)	○	○	○	(全数)	直ちに	H25.5.6 指定感染症に追加 H27.1.21 指定感染症から二類に変更
3	コレラ	○	×	○	(全数)	直ちに	H19.4.1 二類から三類に変更
3	細菌性赤痢	○	×	○	(全数)	直ちに	H19.4.1 二類から三類に変更
3	腸管出血性大腸菌感染症	○	×	○	(全数)	直ちに	
3	腸チフス	○	×	○	(全数)	直ちに	H19.4.1 二類から三類に変更
3	パラチフス	○	×	○	(全数)	直ちに	H19.4.1 二類から三類に変更
4	E型肝炎	○	×	○	(全数)	直ちに	H15.11.5 ウイルス性肝炎から分類
4	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む。)	○	×	○	(全数)	直ちに	H14.11.1 追加
4	A型肝炎	○	×	○	(全数)	直ちに	H15.11.5 ウイルス性肝炎から分類
4	エキノкокクス症	○	×	○	(全数)	直ちに	
4	黄熱	○	×	○	(全数)	直ちに	
4	オウム病	○	×	○	(全数)	直ちに	
4	オムスク出血熱	○	×	○	(全数)	直ちに	H19.4.1 追加
4	回帰熱	○	×	○	(全数)	直ちに	
4	キャサスル森林病	○	×	○	(全数)	直ちに	H19.4.1 追加
4	Q熱	○	×	○	(全数)	直ちに	
4	狂犬病	○	×	○	(全数)	直ちに	
4	コクシジオイデス症	○	×	○	(全数)	直ちに	
4	サル痘	○	×	○	(全数)	直ちに	H15.11.5 追加
4	ジカウイルス感染症	○	×	○	(全数)	直ちに	H28.2.15 追加
4	重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。)	○	×	○	(全数)	直ちに	H25.3.4 追加
4	腎臓性出血熱	○	×	○	(全数)	直ちに	
4	西部ウマ脳炎	○	×	○	(全数)	直ちに	H19.4.1 追加
4	ダニ媒介脳炎	○	×	○	(全数)	直ちに	H19.4.1 追加
4	炭疽	○	×	○	(全数)	直ちに	
4	チクングニア熱	○	×	○	(全数)	直ちに	H23.2.1 追加
4	つつが虫病	○	×	○	(全数)	直ちに	
4	デング熱	○	×	○	(全数)	直ちに	
4	東部ウマ脳炎	○	×	○	(全数)	直ちに	H19.4.1 追加
4	鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9を除く。)	○	×	○	(全数)	直ちに	H15.11.5 高病原性鳥インフルエンザとして追加 H19.4.1 鳥インフルエンザに変更
4	ニバウイルス感染症	○	×	○	(全数)	直ちに	H15.11.5 追加
4	日本紅斑熱	○	×	○	(全数)	直ちに	
4	日本脳炎	○	×	○	(全数)	直ちに	
4	ハンタウイルス肺症候群	○	×	○	(全数)	直ちに	
4	Bウイルス病	○	×	○	(全数)	直ちに	
4	鼻疽	○	×	○	(全数)	直ちに	H19.4.1 追加
4	ブルセラ症	○	×	○	(全数)	直ちに	
4	ペネズエラウマ脳炎	○	×	○	(全数)	直ちに	H19.4.1 追加
4	ヘンドラウイルス感染症	○	×	○	(全数)	直ちに	H19.4.1 追加
4	発しんチフス	○	×	○	(全数)	直ちに	
4	ボツリヌス症	○	×	○	(全数)	直ちに	H15.11.5 乳児ボツリヌス症から変更
4	マラリア	○	×	○	(全数)	直ちに	
4	野兔病	○	×	○	(全数)	直ちに	H15.11.5 追加
4	ライム病	○	×	○	(全数)	直ちに	
4	リッサウイルス感染症	○	×	○	(全数)	直ちに	H15.11.5 追加
4	リフトバレー熱	○	×	○	(全数)	直ちに	H19.4.1 追加
4	類鼻疽	○	×	○	(全数)	直ちに	H19.4.1 追加
4	レンオネラ症	○	×	○	(全数)	直ちに	
4	レプトスピラ症	○	×	○	(全数)	直ちに	H15.11.5 追加
4	ロッキー山紅斑熱	○	×	○	(全数)	直ちに	H19.4.1 追加
5	アメーバ赤痢	○	×	×	(全数)	7日以内	
5	ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く。)	○	×	×	(全数)	7日以内	H15.11.5 急性ウイルス性肝炎から変更
5	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	○	×	×	(全数)	7日以内	H26.9.19 追加
5	急性弛緩性麻痺(急性灰白髄炎を除く。)	○	×	×	(全数)	7日以内	H30.5.1 追加
5	急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ペネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。)	○	×	×	(全数)	7日以内	H15.11.5 定点から全数に変更
5	クリプトスポリジウム症	○	×	×	(全数)	7日以内	
5	クロイツフェルト・ヤコブ病	○	×	×	(全数)	7日以内	
5	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	○	×	×	(全数)	7日以内	
5	後天性免疫不全症候群	○	×	×	(全数)	7日以内	
5	ジアルジア症	○	×	×	(全数)	7日以内	
5	侵襲性インフルエンザ菌感染症	○	×	×	(全数)	7日以内	H25.4.1 追加
5	侵襲性髄膜炎菌感染症	○	×	×	(全数)	直ちに	H25.4.1 髄膜炎菌性髄膜炎から変更 H27.5.21 直ちに報告となり、氏名・住所等の届出追加
5	侵襲性肺炎球菌感染症	○	×	×	(全数)	7日以内	H25.4.1 追加
5	水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る。)	○	×	×	(全数)	7日以内	H26.9.19 追加
5	先天性風しん症候群	○	×	×	(全数)	7日以内	
5	梅毒	○	×	○	(全数)	7日以内	
5	播種性クリプトкокクス症	○	×	×	(全数)	7日以内	H26.9.19 追加
5	破傷風	○	×	×	(全数)	7日以内	
5	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	×	×	(全数)	7日以内	H15.11.5 追加
5	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	○	×	×	(全数)	7日以内	
5	百日咳	○	×	×	(全数)	7日以内	H30.1.1 定点から全数に変更 H20.1.1 定点から全数に変更
5	風しん	○	×	×	(全数)	直ちに	H30.1.1 直ちに報告となり、氏名・住所等の届出追加 H20.1.1 定点から全数に変更 H27.5.21 直ちに報告となり、氏名・住所等の届出追加
5	麻しん	○	×	×	(全数)	直ちに	H20.1.1 定点から全数に変更 H27.5.21 直ちに報告となり、氏名・住所等の届出追加
5	薬剤耐性アシネトバクター感染症	○	×	×	(全数)	7日以内	H23.2.1 基幹定点に追加 H26.9.19 定点から全数に変更

5	インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	○	×	×	インフルエンザ ・基幹(*3)	次の月曜	H23.9.5	基幹定点からの報告(入院)を追加
5	RSウイルス感染症	○	×	×	小児科	次の月曜	H15.11.5	追加
5	咽頭結膜熱	○	×	×	小児科	次の月曜		
5	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	○	×	×	小児科	次の月曜		
5	感染性胃腸炎	○	×	×	小児科 ・基幹(*4)	次の月曜	H25.10.14	基幹定点からの報告(病原体がロタウイルスによるものに限る)を追加
5	水痘	○	×	×	小児科	次の月曜		
5	手足口病	○	×	×	小児科	次の月曜		
5	伝染性紅斑	○	×	×	小児科	次の月曜		
5	突発性発しん	○	×	×	小児科	次の月曜		
5	ヘルパンギーナ	○	×	×	小児科	次の月曜		
5	流行性耳下腺炎	○	×	×	小児科	次の月曜		
5	急性出血性結膜炎	○	×	×	眼科	次の月曜		
5	流行性角結膜炎	○	×	×	眼科	次の月曜		
5	クラミジア肺炎(オウム病を除く。)	○	×	×	基幹	次の月曜		
5	細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。)	○	×	×	基幹	次の月曜		
5	マイコプラズマ肺炎	○	×	×	基幹	次の月曜		
5	無菌性髄膜炎	○	×	×	基幹	次の月曜		
5	性器クラミジア感染症	○	×	×	STD	翌月初日		
5	性器ヘルペスウイルス感染症	○	×	×	STD	翌月初日		
5	尖圭コンジローマ	○	×	×	STD	翌月初日	H15.11.5	尖形コンジローマから改称
5	淋菌感染症	○	×	×	STD	翌月初日		
5	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	○	×	×	基幹	翌月初日		
5	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	×	×	基幹	翌月初日		
5	薬剤耐性緑膿菌感染症	○	×	×	基幹	翌月初日		
新型*1	新型インフルエンザ*2	○	○	○	(全数)	直ちに	H20.5.12	追加
新型*1	再興型インフルエンザ	○	○	○	(全数)	直ちに	H20.5.12	追加
新型*1	新型コロナウイルス感染症*5	○	○	○	(全数)	直ちに	R2.2.1	指定感染症に追加
新型*1	再興型新型コロナウイルス感染症	○	○	○	(全数)	直ちに	R3.2.13	新型コロナウイルス感染症に変更

H:平成、R:令和

五類感染症についてはH15.11.5に全て四類感染症から変更

*1 新型インフルエンザ等感染症

*2 新型インフルエンザ(A/H1N1)についてはH21.8.25から届出方法を全数から定点(インフルエンザ)に変更

*3 インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)の基幹定点の届出については、届出対象は入院したもの

*4 感染性胃腸炎の基幹定点の届出については、届出対象は病原体がロタウイルスであるものに限る

*5 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。